

地域での空家の活用を総合的に支援する 新たな取組を始めます！

「第2期横浜市空家等対策計画」に基づく取組として、地域での空家の活用（地域の活動拠点、コワーキングスペースなど、『地域活性化に貢献する施設』への改修）を総合的に支援し、地域の活性化やまちの魅力向上につなげていくため、「空家活用のマッチング制度」、「空家活用の専門相談員派遣事業」、「空家の改修等補助金（地域貢献型）」を新たに始めます。（令和3年4月9日開始）

1 「空家活用のマッチング制度」の概要

横浜市内の空家等の所有者と、地域の活動の拠点を探している団体や事業者との対話の場の設定を無料で行う制度です。

空家を相続したけど使っていない。思い出もあるし、まだ手放したくないけど管理が大変・・・

地域みんなが気軽に集まれる場所を作りたい！

所有者



①相談・登録

空家の総合案内窓口



時間：10時～17時
電話：045-451-7762
場所：そごう横浜店9階 住まいるイン
（西区高島2-18-1）
運営：横浜市住宅供給公社

活動団体・事業者



①相談 ③情報提供 ④活用希望

横浜市市民協働推進センター



時間：平日9時～20時、土日祝9時～17時
電話：045-671-4732
場所：横浜市庁舎1階(中区本町6-50-10)
運営：市民セクターよこはま・関内イノベーションイニシアティブ共同事業体
認定NPO法人市民セクターよこはま

⑥対話の場の設定

双方の合意が得られれば・・・
横浜市市民協働推進センターの
コーディネーター立ち合いのもと、対
話の場を設定します！

⑤活用希望の連絡

②空家の登録の連絡

2 「空家活用の専門相談員派遣事業」の概要

本市と空家等対策の協定を締結した、不動産関係団体やまちづくり NPO 法人等と連携し、宅地建物取引士や建築士等の相談員を無料で派遣し、空家の賃貸借契約や改修、事業計画の作成等の支援を行います。

3 「空家の改修等補助金（地域貢献型）」の概要

(1) 対象者（いずれかに該当する方）

- ア 市民(在勤・在学可)で組織され、市民が自由に参加し継続的に活動している団体
- イ アの団体の活動拠点となる空家を借り受ける事業者

(2) 対象建築物（全てに該当する建築物）

- ア 横浜市内に存する一戸建て住宅（兼用住宅を含む）
- イ 申請時点から遡って1年以上、居住その他の使用がなされていないもの
- ウ 建築基準法に違反していない、特定空家等として認定されていないもの
- エ 耐震性があるもの（耐震性がない場合は、本補助等を利用し、耐震改修工事を行うもの）

(3) 対象経費と金額

	対象経費	金額
A	「地域活性化に貢献する施設」への改修を目的とする内外装等の改修工事	経費の合計の1/2(上限100万円)
B	耐震改修工事	経費の合計の1/2(上限100万円)

(4) 想定件数

2件（予算額に達した時点で、受付を終了いたします。）

(5) その他

『地域活性化に貢献する施設』の判断については本市との事前協議が必要となります。

4 補助の詳細と申請先

申請にあたっては、他にも要件があります。詳しくは以下ホームページをご覧ください。

<URL> <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/jutaku/sien/akiya/>

<申請先> 横浜市建築局住宅政策課 横浜市中区本町6-50-10 市庁舎24階 電話:045-671-2922

「空家の流通・活用マニュアル」をリニューアルしました！

本市の空家等対策として、空家の利活用に関する制度をまとめた「空家の流通・活用マニュアル～地域活用の手引き～」を作成しています。空家の利活用事例や、他の支援制度も掲載していますので、ぜひホームページ等からご覧ください。

お問合せ先

横浜市建築局住宅政策課担当課長 石津 啓介 Tel 045-671-4121